

I. 反対尋問

1. 判例を挙げた趣旨は何か
2. 検察側は、間接的安楽死および消極的安楽死については違法性阻却を認めるのか
3. 検察側は、積極的安楽死について責任阻却説にたつのか

II. 学説の検討

1. 間接的安楽死について

弁護側は、安楽死を社会的に相当な行為であるとするため、間接的安楽死について違法性は阻却されると解する。

2. 消極的安楽死について

検察側と同じ見解に立つ。

3. 積極的安楽死について

(1) 甲説(違法性阻却否定説)は、積極的安楽死はいかなる理由であれ違法性阻却の余地はないとするが、確かに刑法において、生命は保護法益の中で最も尊重されていることから、たとえ法益主体身がその主観的価値を否定している生命であっても、他の生命と同等の客観的価値を認め得るとすることは妥当である。しかし、有効な生命処分の承諾が全く認められないわけではない。例えば、刑法 202 条の同意殺人は承諾があることによって 199 条の殺人罪と比べてその刑が減輕されている。このことから生命に対する有効な承諾は生命侵害行為の違法性を減少させるものと解することができるため、被害者の承諾とあわせて具体的正当化要素がある場合にも違法性阻却の余地がないとすることは妥当ではない。

(2) したがって、弁護側は乙説(違法性阻却肯定説)を採用する。乙説を採用する具体的な根拠については、次の論点において検討する。

4. 積極的安楽死に違法性阻却を認めうるとして、その根拠について

(1) まず、A 説(人道主義説)は、動機の適法性をもって生命侵害行為の違法性を阻却することはできないため、検察側と同じ見解に立ち、採用しない。

(2) また、B 説(自己決定権説)についても、憲法 13 条から自己決定権は導き得るがその決定に基づく他者の作為を認めることはできないため、自己決定権のみによって違法性を阻却することはできない。

(3) C 説(社会的相当性説)は、一定の要件を具備していれば社会的相当性を有する行為として違法性を阻却するものと解するところ、法益侵害の結果を惹起することは明らかであるが、死期が切迫し患者が耐え難い肉体的苦痛に襲われている状況で、患者自身が死を選択した自己決定を尊重することは人道主義にかなうものであると言える。したがって、その自己決定による安楽死は同意殺人罪の構成要件に該当するが、以下の要件を満たす場合にはその行為を社会的に相当であるとみなし違法性を阻却すべきであるから、検察側は C 説を採用する。

(4) 積極的安楽死の違法性阻却要件¹

① 患者に耐え難い肉体的苦痛があること

¹ 横浜地裁平成 7 年 3 月 28 日 判例時報 1530 号 28 頁

- ②死が避けられずその死期が迫っていること
- ③肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がないこと
- ④生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること

Ⅲ. 本問の検討

1. Xが不整脈治療剤ワラソンや塩化カリウム製材KCLを希釈することなく注射し、もってAを死亡させた行為について殺人罪(199条)が成立しないか。

まず、不整脈治療剤ワラソンや、塩化カリウム製材KCLといったそれ自体心停止の副作用がある薬物を希釈せずに注射する行為にはAを死に至らしめる危険性があるため、殺人罪の実行行為にあたる。そして、Aの死亡という結果が発生しており、その結果は当該注射行為の危険が現実化したものであるから因果関係が認められる。また、XはAの命を引き取ることを決心し、殺意をもって当該行為を行っているため、殺人罪の客観的構成要件該当事実を認識認容しており、構成要件の故意(38条1項)が認められる。よって、Xの行為は殺人罪の構成要件に該当する。

(1) では、Xの行為の違法性は阻却されるか。積極的安楽死の成否と関連して問題となる。

(2) この点、我々はC説(社会的相当性説)を採用するため、①患者に耐え難い肉体的苦痛があり②死が避けられずその死期が迫っていて③肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がなく④生命の短縮を承諾する明示の意思表示があるという要件を満たした場合にXの行為は社会的に相当であるとして違法性が阻却される。

(3) 本問において、たしかに積極的安楽死を行った時点ではAの意識レベルは低下しており、意識がないのだから苦痛を感じていないとも思える。しかしAは意識を失う以前からすでに肉体的苦痛を感じており、そこから病状は悪化しているのだから肉体的苦痛が無くなったとは考えられず、耐え難い肉体的苦痛はあったと言える(①)。XがAの余命は一週間以内と診断しており、XはAの担当医であり10ヶ月間治療していたことからその判断は正確なものであり、Aの死は避けられずその死期が迫っていた(②)。消極的安楽死を行った時点でXは考えられるあらゆる治療行為を行っており、それでも病状は悪化したのであるから、肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がなかった(③)。AはBと担当医であるXに安楽死の同意をしているため、明示の意思表示はあった(④)。

(4) したがって当該行為は社会的相当性を有し、違法性は阻却される。

以上より、Xの行為に殺人罪は成立しない。

Ⅳ. 結論

Xには何ら犯罪は成立しない。

以上